

発議第 6 号

平成 28 年 9 月 23 日

養父市議会議長 勝 地 恒 久 様


提出者 養父市議会議員

田中久一 

賛成者 養父市議会議員

勝地貞一 

同

西村禮治 


同

西谷昭徳 


同

水野雅広 


同

吉井稔 

同

北尾行雄 

同

藤原敏憲 

知的障がい者が安心して暮らせる入所施設の新設等を求める  
意見書の提出について

上記のことについて、地方自治法第 99 条の規定に基づく別紙意見書を養父市  
議会会議規則第 14 条の規定により提出します。

## 知的障がい者が安心して暮らせる入所施設の新設等を求める意見書

知的障がい者は、障がいの状況を問わず、生涯を通じた 24 時間切れ目のない支援と見守りがなければ、一人で生きづらい特性を持っています。

「総合支援法」による入所施設の事業形態では昼夜分離となり、生活支援が最も必要な朝夕の給付費は、日中給付費の 3 分の 1 となっており、このような実態にそぐわない制度では、支援の低下をもたらすばかりでなく、施設利用者の人権を損なうことにもなり、障がい者虐待の一因ともなっています。また、グループホームにおいても同様の状況となっています。

さらに、障がい者の多様な特性などに応じて必要とされる標準的な支援の度合いを総合的に示す障がい者支援区分においても、区分による障がい福祉サービス制限は依然として存在しています。

区分という方法で障がい福祉サービスの質と量を決めるのではなく、一人一人の特性にあった必要な支援が求められています。

また、障がい福祉サービスの日額制は、事業者の不安定な経営状態を招き支援の質の低下につながり、一般企業と比較して職員賃金が低く、労働に見合わない賃金として障がい福祉に従事する人が少なくなるという深刻な事態も出ています。

また、障がい者には契約能力がないと判断されているにもかかわらず、障がい福祉サービスの利用契約が知的障がい者と事業所間で行われていることで、国・地方公共団体の公的責任が明確にならず、むしろ後退する懸念があります。

このように障がい者を取り巻く環境は厳しく、知的障がい者が安心して暮らせる入所施設の新設等を実現されるよう、地方自治法第 99 条の規定に基づき、意見書を提出します。

### 記

- 1 知的障がい者が生涯を通じ 24 時間切れ目のない安心して、快適に暮らせる入所施設を新設し、グループホームを充実すること
- 2 必要な支援の制限につながる現行の障がい支援区分は廃止し、本人にとって必要な支援を受けられる仕組みとすること
- 3 安定して継続的な支援が受けられる職員体制にすること
- 4 国及び地方公共団体は、知的障がい者への障がい福祉サービスを提供する義務を負うこと

平成 28 年 9 月 23 日  
兵庫県養父市議会

衆議院議長 様  
参議院議長 様  
内閣総理大臣 様  
厚生労働大臣 様